

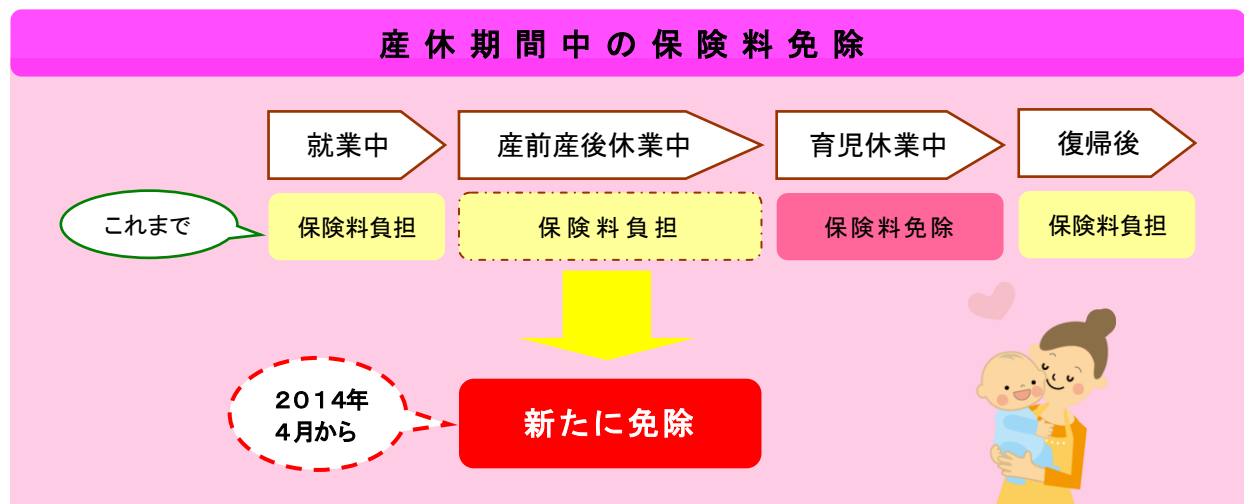


産前産後休業期間中の保険料免除が始まります

平成26年4月より、産前産後休業期間中の保険料も、育児休業期間中の取扱いと同様に、申し出により免除されるようになります。

また、産前産後休業の終了時に職場復帰をし、以前と比べて報酬が下がる場合にも、標準報酬月額を改定できるようになりました。

保険料の免除、標準報酬月額の改定には、届出が必要となります。手続きについては、会社の担当者へご相談ください。



高齢受給者の自己負担割合が変わります

高齢受給者（70歳から74歳までの方）の医療費の自己負担割合は、現役並み所得者と呼ばれる収入の高い方を除いて、平成20年4月から2割になる予定でしたが、特定措置により、自己負担割合は1割のまま据え置かれていました。

この特例措置の見直しが行われ、平成26年4月より新たに70歳になる方から、自己負担割合は2割へと変更されます。負担割合の区分は下記ようになります。

